



第 5 次エコアクション一宮

〈一宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)〉

2021 年度～2030 年度

目 次

第1章	背景	1
1	地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
2	計画の位置づけ	2
第2章	計画の基本的事項	3
1	基準年度及び計画期間	3
2	計画の対象範囲	3
3	計画の対象とする温室効果ガス	3
4	削減目標	4
5	温室効果ガスの算定方法	4
第3章	温室効果ガス排出量の状況	5
1	前計画による取り組み	5
2	2015年度（基準年度）における温室効果ガス排出量	6
3	2019年度における温室効果ガス排出量	7
第4章	取組項目	9
1	省エネルギーに関する取り組み	9
2	省資源に関する取り組み	9
3	公用車に関する取り組み	9
4	廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関する取り組み	10
5	建築物に関する取り組み	10
6	職員への環境啓発に関する取り組み	11
第5章	地球温暖化対策実行計画の推進体制	12
1	計画の推進体制	12
2	計画の進行管理	12
3	実施状況の公表	12

第1章 背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化とは、二酸化炭素などの熱を吸収する性質を持つ温室効果ガスが、私たちの日常生活や事業活動などの社会的活動によって大量に排出されることにより、大気中の温室効果ガス濃度が高まり、地球の気温が上昇する現象です。地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

2015年9月、国連サミットにて「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を2030年に向けて総合的に解決する強い意志が共有されました。

そして、同年12月、第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための目標が示されました。同協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取り組みを実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する「脱炭素社会」に向けた転換点となるものです。

我が国においては、「2030年度に2013年度比で26%の温室効果ガスの削減」を目標としており、目標達成に向けて国や地方公共団体の掲げた取り組みの推進が必要とされています。また、2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体の基本的な役割として、自ら率先的な取り組みを行うことにより、区域の事業者、住民の模範となることを目指すべきとされています。

本市においては、一宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)として、2001年4月に「エコアクション一宮」を策定し、現在は「第4次エコアクション一宮」(以下「前計画」という。)に基づいて、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた様々な取り組みを推進しています。また、2020年3月に「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」を策定し、市域における温室効果ガスの削減目標や市民、事業者、行政が取り組むべき対策を定め、各主体が連携・協力して取り組みを推進します。

本計画は、前計画が計画期間満了になることにより改定するものであり、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けて更に取り組みを推進することを目的とします。



図1 SDGs (17のアイコン)

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項の規定により市町村等に策定が義務付けられており、本市が実施する事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの削減目標や削減に向けた取り組みなどを定めています。また、本計画は、本市における上位もしくは関連する他の計画との連携と整合を図っています。

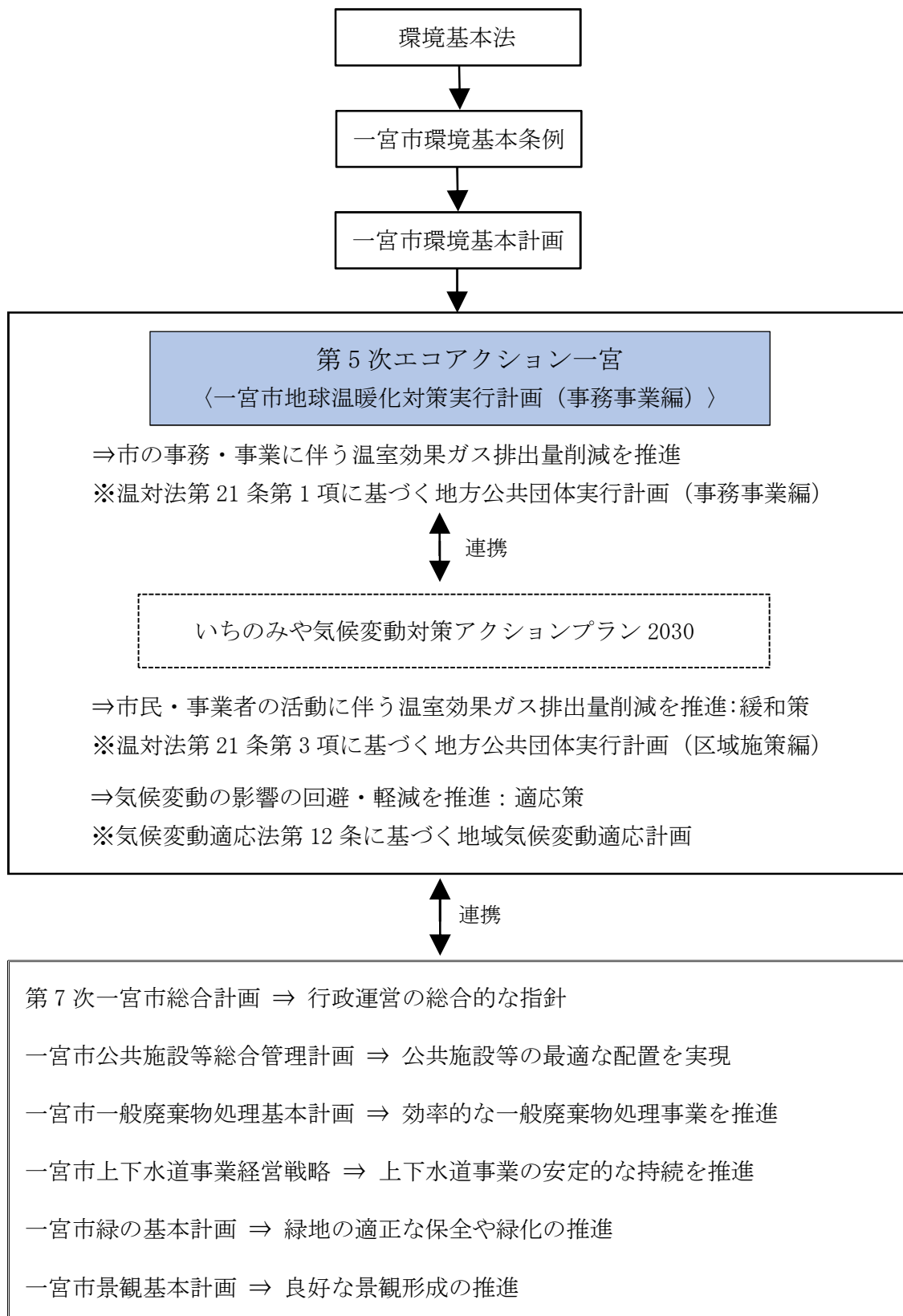


図 2 計画の位置づけ

第2章 計画の基本的事項

1 基準年度及び計画期間

【基準年度】2015 年度

【計画期間】2021 年度から 2030 年度までの 10 年間（概ね 5 年で中間見直しを行う）

※社会情勢の変化や国の地球温暖化対策の抜本的な見直し等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

2 計画の対象範囲

【対象範囲】市が行う全ての事務・事業及び市が所有する全ての施設（指定管理者も含む。）

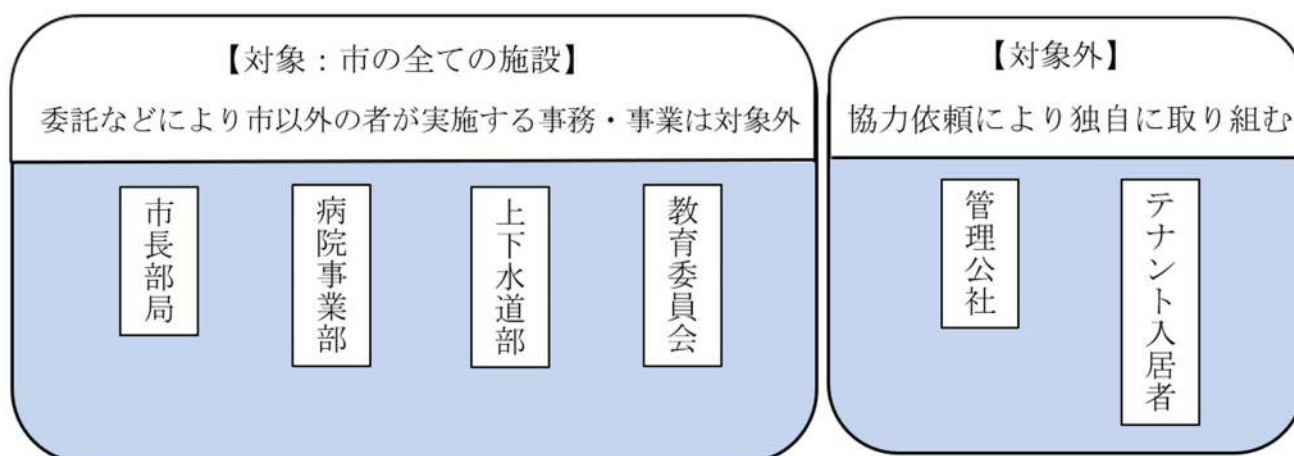


図3 計画の対象範囲

3 計画の対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項で定める温室効果ガスは、7種類となります。この内、パーフルオロカーボン（PFC）、三ふっ化窒素（NF₃）については、排出自体が極めて少なく、また、実態の把握が困難であることから、本計画の対象とする温室効果ガスは、以下の5種類とします。

表1 計画の対象とする温室効果ガス（5種類）

名称	特徴	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用、化石燃料の燃焼や廃プラスチック類の燃焼などにより発生する。	1
メタン（CH ₄ ）	一般廃棄物・下水道汚泥の焼却、自動車の走行などにより発生する。	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	一般廃棄物・下水道汚泥の焼却、自動車の走行などにより発生する。	298
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車エアコンの使用などにより発生する。	14,800
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気絶縁体の使用などにより発生する。	22,800

※地球温暖化係数は、二酸化炭素を基準にして、温室効果の程度を示す数値になります。また、HFCの地球温暖化係数は各物質により異なるため、ここでは代表的な値を示しています。

4 削減目標

温室効果ガス総排出量に関する削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」や県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030」などを踏まえ、以下のとおりに設定します。

温室効果ガス総排出量の削減目標（目標年度：2030 年度）
2015 年度（基準年度）比 24%（25,733.4t-CO₂）削減

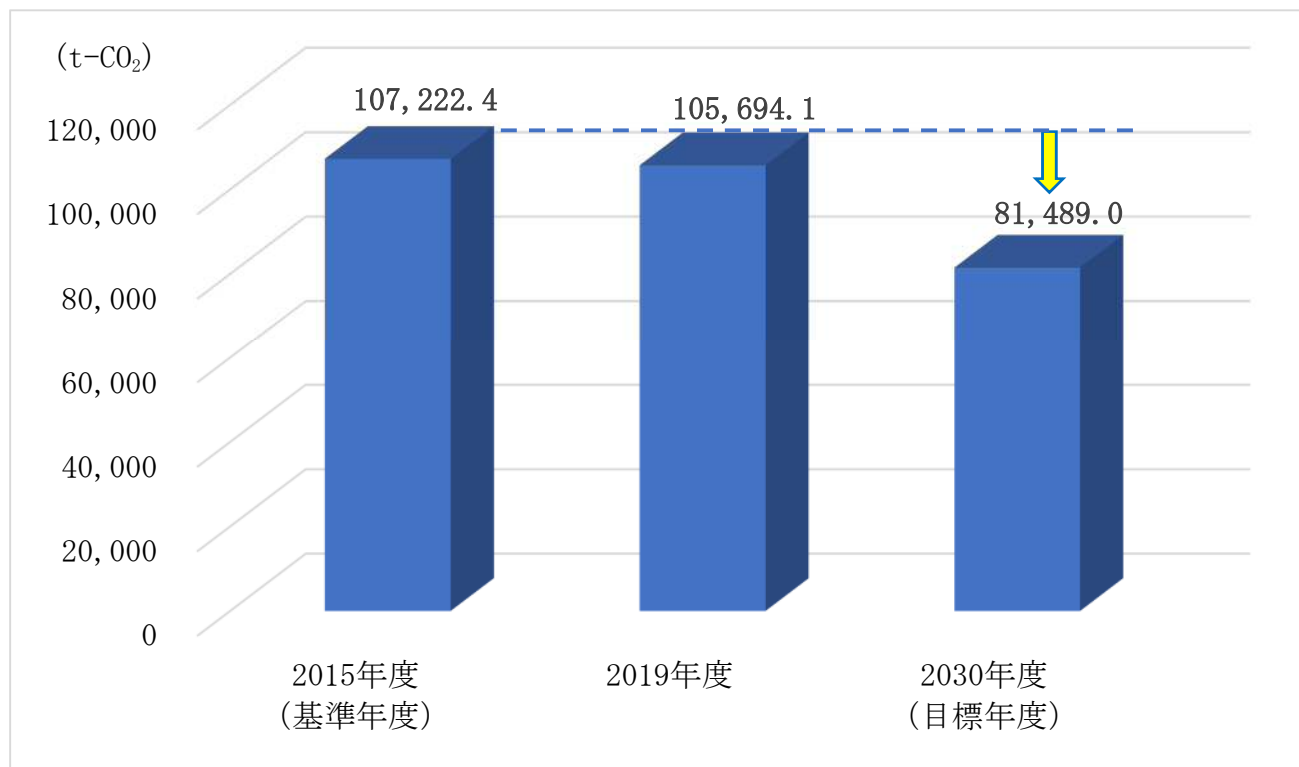


図4 削減目標

5 温室効果ガスの算定方法

本計画において対象とする温室効果ガスの総排出量は、1 年間の活動量に単位あたりの温室効果ガス排出係数を乗じて、温室効果ガス排出量を算出し、さらに、温室効果ガスの種類毎の地球温暖化係数を乗じ、合算することにより算出しています。

なお、算出にあたっては「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成 29 年 3 月環境省）」に準拠しています。

温室効果ガス排出量＝活動量×排出係数

活動量：燃料や電気などの使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数：単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

二酸化炭素換算排出量＝温室効果ガス排出量×地球温暖化係数

第3章 温室効果ガス排出量の状況

1 前計画による取り組み

前計画（2016年度～2020年度）では、市が行う全ての事務・事業及び市が所有する全ての施設（指定管理者へ管理運営を委託している公の施設も含む。）を対象として、2015年度（基準年度）比で、温室効果ガス排出量を8%削減するために、各種の取り組みを推進してきました。なお、算出できる最新情報である2019年度の排出実績は、105,694.1t-CO₂で、2015年度（基準年度）比1.4%の削減でした。

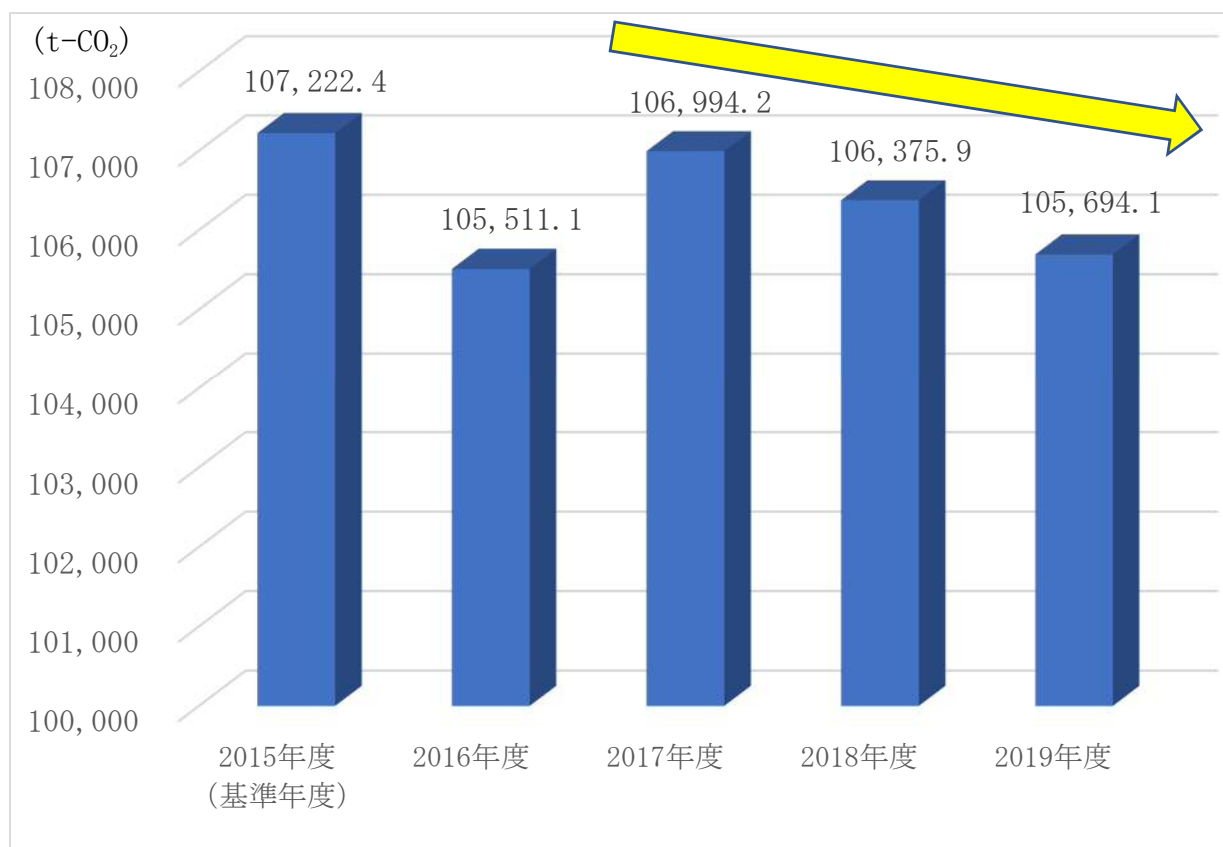


図5 温室効果ガス総排出量推移（2015年度～2019年度）

表2 温室効果ガス総排出量推移の内訳（2015年度～2019年度）

(t-CO₂)

	2015年度 (基準年度)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
二酸化炭素 (CO ₂)	103,046.1	101,508.0	103,073.0	102,487.8	101,780.9
メタン (CH ₄)	854.7	816.1	784.7	768.2	759.3
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3,291.5	3,157.1	3,106.9	3,090.3	3,124.4
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	5.8	5.8	5.4	5.3	5.3
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	24.2	24.2	24.2	24.2	24.2
合計	107,222.4	105,511.1	106,994.2	106,375.9	105,694.1

※端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

2 2015 年度（基準年度）における温室効果ガス排出量

（1）温室効果ガス排出量の内訳

2015 年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算値で 107,222.4t-CO₂でした。その内訳は、「表3 温室効果ガス総排出量の状況（2015 年度）」のとおりです。

なお、温室効果ガスの排出起源の 96.1%が二酸化炭素（CO₂）となっています。

表3 温室効果ガス総排出量の状況（2015 年度）

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	103,046.1	96.1
メタン (CH ₄)	854.7	0.8
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3,291.5	3.1
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	5.8	0.0
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	24.2	0.0
合計	107,222.4	100.0

※端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

また、温室効果ガス排出量の排出起源の内訳は、二酸化炭素換算値で、廃プラスチック類の焼却が 52.4%と全体の半分以上を占め、以下、電気が 30.8%、都市ガスが 8.2%、A重油が 3.2%、その他（下水やし尿の処理など）が 5.4%となっています。

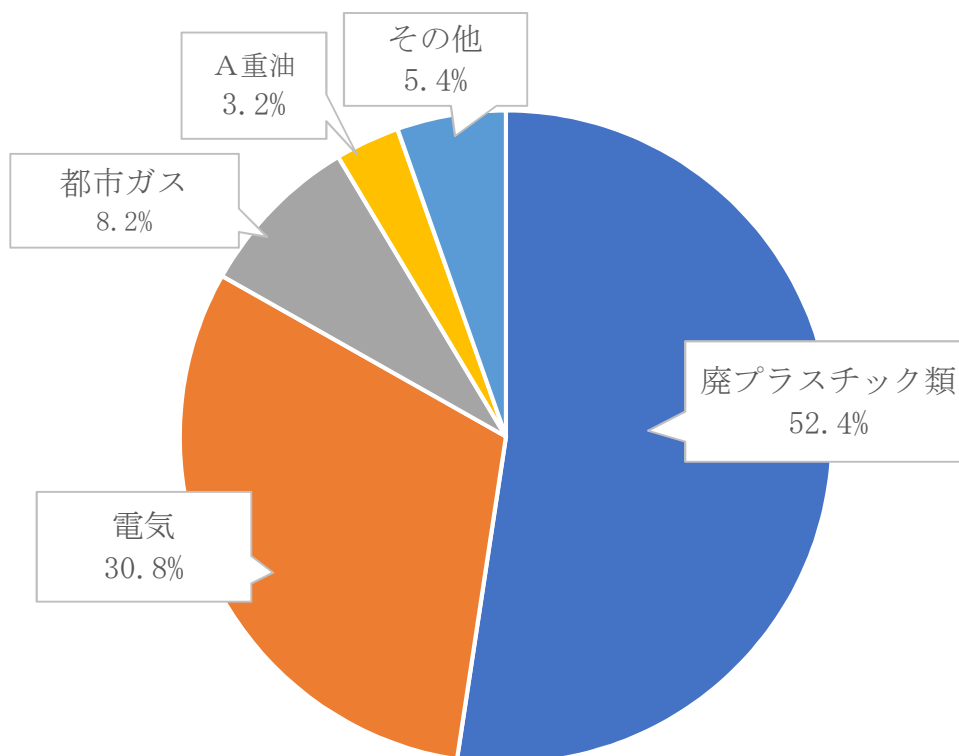


図6 温室効果ガス総排出量の起源別の内訳（2015 年度）

（２）主要施設における温室効果ガスの排出割合

2015 年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算値で 107,222.4 t-CO₂でした。そのうち、施設別の温室効果ガス排出量は、環境センターからの排出が全体の 54.8%を占めています。また、以下の 10 施設で、全体の温室効果ガス排出量の 88.8%を占めています。なお、その他の内訳としては、尾張一宮駅前ビル（i ビル）、消防、出張所、尾西庁舎、木曽川庁舎、公園などがあります。

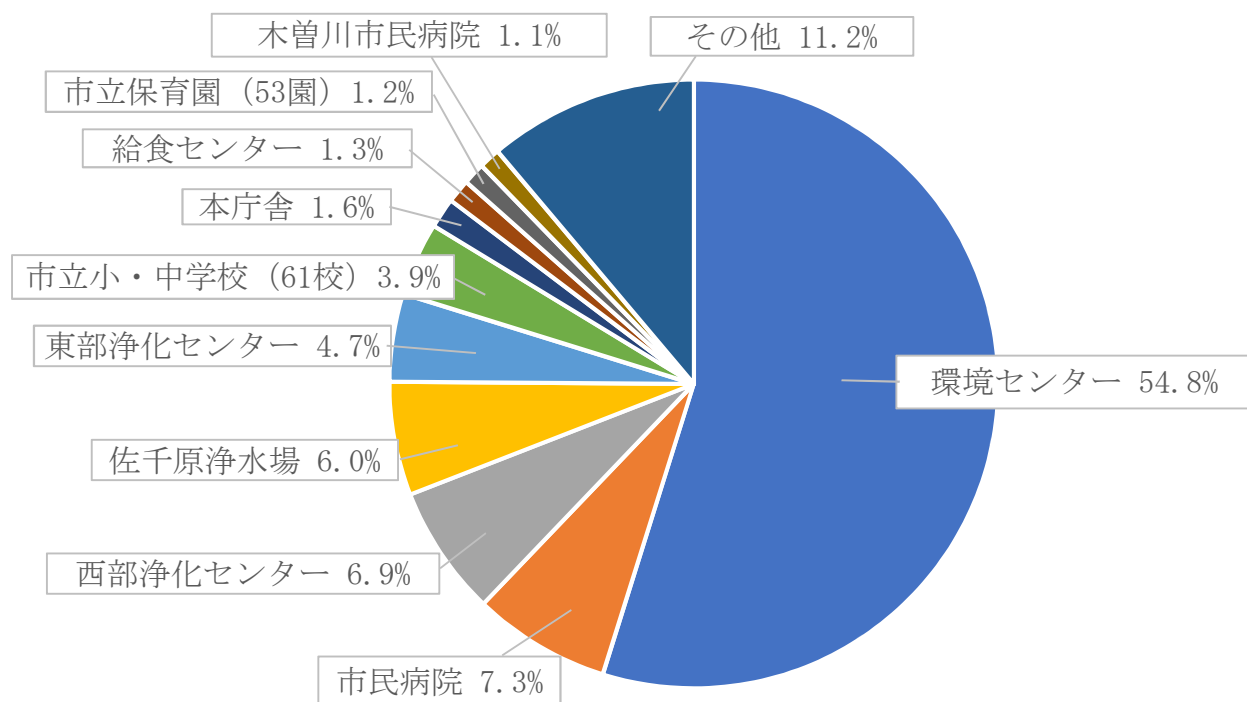


図 7 主要施設における温室効果ガス排出量

表 4 主要施設の温室効果ガス排出量 (2015 年度)

(t -CO₂)

施設名	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	SF ₆	合計
環境センター	57,052.8	2.5	1,718.7	—	19.9	58,793.9
市民病院	7,843.3	0.0	0.3	0.2	—	7,843.8
西部浄化センター	6,130.7	409.6	887.8	—	—	7,428.1
佐千原浄水場	6,475.3	0.0	0.0	—	—	6,475.3
東部浄化センター	4,111.0	286.2	620.5	—	—	5,017.7
市立小・中学校 (61 校)	4,172.8	2.0	0.8	—	—	4,175.6
本庁舎	1,709.4	0.9	8.9	3.4	—	1,722.6
給食センター	1,345.4	1.5	0.7	—	—	1,347.6
市立保育園 (53 園)	1,254.3	0.9	0.2	—	—	1,255.4
木曽川市民病院	1,206.0	0.0	0.3	—	—	1,206.3
その他	11,745.1	151.1	53.3	2.2	4.3	11,956.1
合計	103,046.1	854.7	3,291.5	5.8	24.2	107,222.4

※端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

3 2019 年度における温室効果ガス排出量

2019 年度の温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算値で 105,694.1t-CO₂であり、基準年度比 1.4%減少しました。また、施設毎の温室効果ガス排出量は、「表 5 温室効果ガス総排出量の比較」のとおりです。

表 5 温室効果ガス総排出量の比較

温室効果ガスの種類	2015 年度（基準年度） 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	2019 年度 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	2015 年度 (基準年度) 増減率 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	103,046.1	101,780.9	△1.2
メタン (CH ₄)	854.7	759.3	△11.2
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3,291.5	3,124.4	△5.1
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	5.8	5.3	△8.6
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	24.2	24.2	0
合計	107,222.4	105,694.1	△1.4

※端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

表 6 主要施設における温室効果ガス排出量の比較

施設名	2015 年度（基準年度） 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	2019 年度 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	2015 年度 (基準年度) 増減率 (%)
環境センター	58,793.9	59,428.2	1.0
市民病院	7,843.8	8,635.6	10.1
西部浄化センター	7,428.1	6,812.9	△8.3
佐千原浄水場	6,475.3	5,729.2	△11.5
東部浄化センター	5,017.7	3,034.4	△39.5
小・中学校	4,175.6	5,008.7	20.0
本庁舎	1,722.6	1,436.1	△16.6
給食センター	1,347.6	1,227.6	△8.9
保育園	1,255.4	1,341.8	6.9
木曽川市民病院	1,206.3	1,173.7	△2.7
その他	11,956.1	11,865.9	△0.8
合計	107,222.4	105,694.1	△1.4

※端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

第4章 取組項目

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けての具体的な取り組みについては、以下のとおりです。

これら全ての取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）の「13 気候変動に具体的な対策を」を共通の目標（ゴール）としています。また、各々の取り組みについては、SDGs における他の目標（ゴール）とも関連しています。

	SDGs の関連するゴール
本計画における全取り組み	

1 省エネルギーに関する取り組み

取組内容	SDGs の関連するゴール
<LED 照明の導入> 全庁 LED 化を推進します。 <空調の運転> 室温の目安を冷房 28℃、暖房 20℃にします。 <節電> 不要な照明などは、こまめに電源を切ります。 <エコスタイルの実施> ノーネクタイなど、施設の状況や季節に応じた服装にします。	

2 省資源に関する取り組み

取組内容	SDGs の関連するゴール
<グリーン購入の推進> グリーン購入の推進を図り、適合率 100%を目指します。 <ペーパーレスの推進> タブレット端末などを利用し、ペーパーレス化を進めます。 <用紙の有効活用> 両面印刷や使用済み用紙の裏面を再利用します。 <節水> 過度な利用を控え、雨水の利用に努めます。	  

3 公用車に関する取り組み

取組内容	SDGs の関連するゴール
<ノーカーデーの実施> バイクや自動車などの利用を控えるノーカーデーを推進します。 <エコドライブの推進> ふんわりアクセルなどのエコドライブに努めます。 <低公害車の導入> 公用車購入の際は、低公害車の導入に努めます。	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任

4 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関する取り組み

取組内容	SDGs の関連するゴール
<ごみの削減> ごみの分別を徹底し、廃棄物のリサイクルに努めます。 <不要品の再利用> 必要な所に譲るなど、有効利用を図ります。 <マイボトルやエコバックの利用> 使い捨て容器やレジ袋の削減に努めます。	 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 14 海の豊かさを 守ろう

5 建築物に関する取り組み

取組内容	SDGs の関連するゴール
<再生可能エネルギーの導入> 太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入します。 <緑化の推進> 屋上緑化や緑のカーテンの設置などを図ります。 <公共工事への環境配慮> 環境に優しい資材、工法などを活用した公共工事を行います。 <環境配慮契約の推進> 環境に配慮した電力を使用します。	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任 15 陸の豊かさも 守ろう

6 職員への環境啓発に関する取り組み

取組内容	SDGs の関連するゴール
＜夏・冬の省エネ推進＞ 夏・冬に省エネの取り組みについて周知します。 ＜温室効果ガス総排出量の公表＞ 年1回、各課（公所）の報告を取りまとめて、結果を公表します。 ＜庁内情報インフォメーションの活用＞ 環境啓発の情報を、定期的に発信します。 ＜職員への研修＞ 地球温暖化防止に関する研修を実施します。	 The image displays three SDG icons. On the top left is the icon for Goal 4 (Quality Education) in red, featuring a white book and pencil. On the top right is the icon for Goal 7 (Affordable and Clean Energy) in yellow, featuring a white sun with a power button symbol in the center. On the bottom center is the icon for Goal 16 (Peace, Justice, and Strong Institutions) in blue, featuring a white dove with an olive branch and a gavel.

第5章 地球温暖化対策実行計画の推進体制

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会において、その基本的な方針などを決定するとともに、計画の実効性を確保するため、各課（公所）などに実行計画推進者を置き、円滑な推進を図ります。

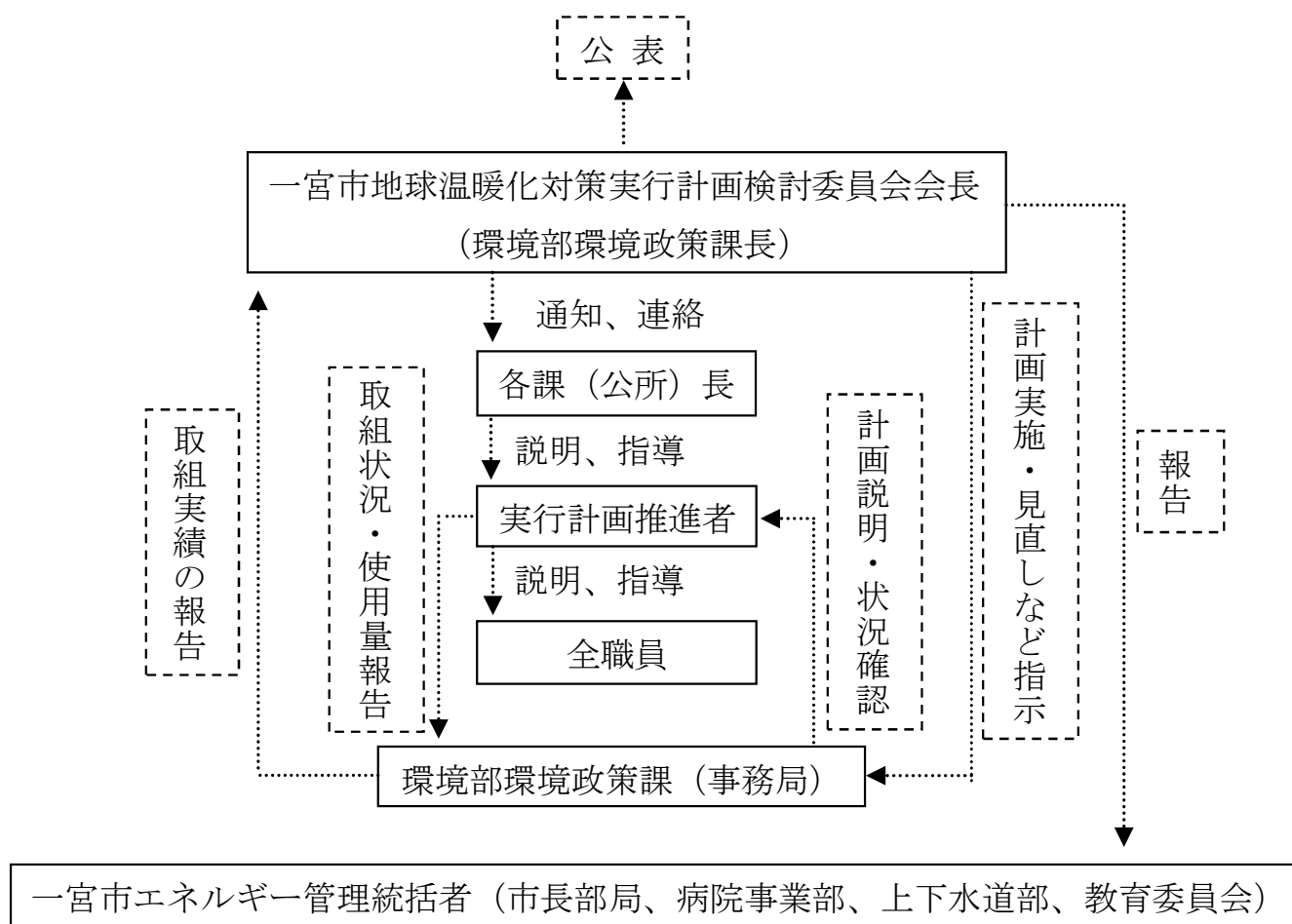


図8 推進体制

2 計画の進行管理

本計画の進行状況を「一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会」へ報告すると共に、点検、見直しなどを行います。計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）及び改善・見直し（Action）を行うことで、継続的な改善を図りながら推進していきます。また、PDCA サイクルを継続的に運用し、職員一人ひとりの環境に対する意識を高めながら、各取り組みを推進していきます。

3 実施状況の公表

温室効果ガス排出量及び取組内容などについて、市ウェブサイトなどで公表します。なお、温対法第21条第10項では、毎年1回、実行計画に基づく取り組みの実施状況を公表することが義務付けられています。



第 5 次エコアクション一宮
〈一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〉
2021 年 3 月

発行 一宮市

編集 一宮市環境部環境保全課

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地
一宮市環境センター北館

TEL:0586-45-7185 FAX:0586-45-7187

※2021 年 4 月より、一宮市環境部環境政策課が担当します。